

職務上の氏名に関する規程

(平成二十年十二月五日会規第八十九号)

改正 平成二十四年 五月二十五日

同 二六年一二月 五日

(目的)

第一条 この規程は、会則第十八条第二号に掲げる弁護士
の職務上の氏名に関する事項を定めることを目的とす
る。

(職務上の氏名の届出及び許可)

第二条 弁護士は、規則で定めるところに従い、本会に届
け出たとき、又は本会の許可を得たときは、戸籍上の氏
名(外国籍の者については、外国人住民に係る住民票又
は旅券上の氏名をいう。以下同じ。)以外の氏名を、職
務上の氏名として、弁護士の職務を行うに当たり使用す
ることができる。

(職務上の氏名の使用)

第三条 前条の規定に基づき職務上の氏名を使用する弁護
士は、弁護士の職務を行うに当たり、当該職務上の氏名
を使用しなければならない。ただし、法令により戸籍上

- 1 -

の氏名の使用が義務付けられている場合その他正当な理
由がある場合は、この限りでない。

(職務上の氏名の廃止の届出)

第四条 第二条の規定に基づき職務上の氏名を使用する弁
護士が、その使用をやめるときは、本会に対し、その旨
の届出をしなければならない。

(規則への委任)

第五条 第二条に規定する届出又は許可の基準その他職務
上の氏名に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範
囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二十一年一月一七日理事会決議で平成二二
年一月一日から施行)

2 この規程の施行の際、現に会員名簿に通称の掲載を認
められている弁護士の当該通称の使用については、この
規程の施行と同時に第二条に規定する届出又は許可があ
つたものとみなす。ただし、この規程の施行の日の前日
までに、本会に対し、職務上の氏名を使用しない旨の届
出があった場合は、この限りでない。

附 則 (平成二十四年五月二十五日改正)

- 2 -

第二条の改正規定は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則（平成二六年一二月五日会規第一〇二号）

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国
弁護士による法律事務の取扱いに関する特
別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別
会員関係を除く。）の整備に関する規程

第一条、第二条、第三条、第四条、第五条

改正）抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱い
に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六
年法律第二十九号）の施行の日から施行する。

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一
日から施行）